| 監査対象            | 項目                     | 指摘<br>意見 | 主な内容   | 改善の状況     意見及び提案を受けての考え方、対応状況  | 措置等対応<br>状況の区分 | 所管課            | 部局    | 報告書ページ |
|-----------------|------------------------|----------|--|--|----------------|----------------|-------|--------|
| 生活環境整備費補助金      | ① 「領収書のない支出」について(指摘)   | 指摘       | 【現状・問題点】<br>実績報告書に領収書やの交付を受けていない支払いが数件認められた。<br>【結果・意見】<br>実績報告書には対象経費の支払いを証明する領収書やレシート、通帳の写し等を添付する必要がある。  | 補助金の交付先に包括外部監査での指摘事項を伝え、令和4年度からは、補助金の使途となる全ての経費について、領収証やレシートの写しを完了実績報告書に添付することを求め、<br>了解を得ています。  | 措置等を講じた        | 北部クリーンセン<br>ター | 環境部   | 71     |
| 柏市新規就農者 支援事業補助金 | ①補助金実績報告書の記載誤りについて(指摘) | 指摘       | 【現状・問題点】<br>令和2年度の交付実績について、実績報告書に記載された支出額の内<br>訳金額と契約書・領収書の金額が異なっていた。実績報告書の支出合<br>計額と領収書の支払額が一致していたために、書類に不備があったに<br>も拘わらず交付が行われた。<br>【結果・意見】<br>記載誤りのある申請書は「柏市補助金等交付規則」第3条第2項に基づ<br>き、当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた交付の決<br>定を拒否する必要がある。   | 申請書類の内容の確認については、金額の内訳も含め、改めて複数人での確認を徹底してまいります。   | 措置等を講じた        | 農政課            | 経済産業部 | 103    |
| 防犯灯維持費補助金       | ① 交付した維持費の清算について(指摘)   | 指摘       | 【現状・問題点】 維持費については、柏市防犯灯補助金交付規則に基づく金額を、町会等からの補助金申請に基づき交付している。そして、事業を実施した町会等は、実績報告書を市に提出しているが、同実績報告書では、上記規則で規定された申請金額のまま記載して、補助金が確定している。又、同実績報告書は1枚のみであり、添付資料はない。しかし、実際にかかった電気代については、交付された規定の補助金の申請・交付金額より少ない事もあるが、その金額については清算し市へ補助金を返還はしておらず、差額があった場合には町会等の収入となっている。 【結果・意見】 差額についての補助金返還等について検討するとともに、多額の繰越金がある場合はその解消についても検討されたい。 | 当該補助金については、現在、制度の全体的な見直しを行っているところであり、町会等の<br>状況調査等を行ったうえで、補助金額においても制度全体の見直しを行うこととしました。   | 方針提示           | 市民活動支援課        | 市民生活部 | 170    |
| 地域活動支援補助金       | ① 事務管理等について(指摘)        | 指摘       | 【現状・問題点】<br>担当課内の内部稟議書において副参事の印鑑がないという不備が散見された。<br>又、領収書について、柏市地域活動支援補助金交付要綱8条にて実績報告書に添付するものは対象経費に係る領収書の写しと規定され、補助金安付にあたり配布する資料では領収書のあて名は、必ず補助金等交付決定通知書の補助事業者の名称で記載するよう指示があったが、守られていないものもあった。<br>【結果・意見】<br>今後、主管課において適正に是正するよう指導されたい。   | 決裁権者の押印については、決裁ラインを確認し不要なものは斜線を引く、後間のものは後<br>ほど押印してもらう等、管理職と担当者での二重チェックを徹底します。<br>また、領収書のあて名については、中間報告書の提出依頼時にも案内するなど、補助団体に<br>周知する機会を増やすよう努めるとともに、年度末に実績報告書の提出があった際は、複数<br>人でチェックを行います。 | 方針提示           | 市民活動支援課        | 市民生活部 | 172    |
|                 | ② 選考委員会の活用について(指摘)     | 指摘       | 【現状・問題点】<br>選考委員会で、事業についての附帯意見や変更指示等があっても、そ<br>の後応募書類の変更等を行う事はされていないものが認められた。<br>【結果・意見】<br>当該補助金制度の適切な制度設計と運用のためには、要綱を修正する<br>か新たに要領を定めるなどして、上記の様な附帯意見について適切な<br>改善策や再提出を実施させる等が必要である。  | 選考委員会にて付帯意見のあったものは、それを反映させるよう応募用紙の再提出を求め、<br>是正されたものについて合格とすることとしました。また、中間報告時には付帯意見がどの<br>ように反映しているかを報告を求める予定です。<br>制度設計については、要綱、要領に盛り込むか否かも含め、今後検討してまいります。                              | 措置等を講じた        | 市民活動支援課        | 市民生活部 | 172    |

| 監査対象                      | 項目  | 指摘<br>意見 | 主な内容  | 改善の状況     意見及び提案を受けての考え方、対応状況   | 措置等対応<br>状況の区分 | 所管課             | 部局    | 報告書ページ |
|---------------------------|---|----------|---|---|----------------|-----------------|-------|--------|
|                           | <ol> <li>各ふるさと協議会からの負担金徴収について<br/>(指摘)</li> </ol> | 指摘       | 【現状・問題点】<br>平成23年度補助金見直しでも指摘されていた様に、各ふるさと協議会から負担金を上部団体である連合会が徴収している。<br>【結果・意見】<br>実質的に、連合会への二重補助となるので、是正すべきである。  | 次年度以降の負担金の支出については、各ふるさと協議会に対し、適切な支出科目として支<br>出するよう依頼していく方向です。   | 方針提示           | 市民活動支援課         | 市民生活部 | 177    |
| 柏市ふるさと協<br>議会連合会補助<br>金   | ② 補助金交付の対象とする経費について(指<br>摘)                       | 指摘       | 【現状・問題点】 本事業の補助金対象経費については、柏市ふるさと運動補助金交付要綱第3条3項で規定されており対象事業に要する経費とするとされている。そして、除外されるものとして、同項で構成員の懇親に係る食糧費等と規定されている。そのため、本事業では懇親に係らない食糧費や運営費(人件費等)が対象経費とされている。 【結果・意見】 補助金で同ガイドラインに沿って、運営のための人件費や食糧費は対象外経費とされていることから、同要綱を改正し、対象外経費として支出されることを検討すべきである。                                      | 本事業の本来の目的を考慮したうえで、財政課がガイドラインを精査・更新した後に、該当<br>の要綱をガイドラインに沿って改正できるか検討をすることとしました。  | 方針提示           | 市民活動支援課         | 市民生活部 | 177    |
| 行政連絡事務交<br>付金             | ① 「町会等の決算報告書」について(指摘)                             | 指摘       | 【現状・問題点】<br>柏市からの交付を受けた他の交付金・補助金等についても一括して収入の部に記載している町会等があるが、柏市行政連絡業務規則に「町会が前年度に交付金の交付を受けている時は、世帯数報告書には、当該交付を受けた交付金の額が記載された町会の前年度の決算に関する書類の写しを添付しなければならない」とする規則がある。<br>【結果・意見】<br>町会等は当該交付を受けた交付金の額が記載された決算書類の写しの添付を求めるべきであり、柏市は町会等の決算書について交付を受けた行政連絡事務交付金の金額が個別記載される決算書の作成を指導・監督する必要がある。 | 令和4年3月1日に行政連絡にて収支決算報告書について交付金・補助金の個別記載を依頼しました。依頼の通知は、今年度は早い段階で依頼文を送付する予定です。また、引き続き相市行政連絡業務事務の手引きに収支決算報告書を例示し、その中にこれらの文言を記載しております。(市HPにも掲載中)令和4年6月末時点で9割の町会・自治会より世帯数報告書が提出されており、収支決算報告書の添付がない場合は、提出するよう連絡を入れております。また、一括の記載や疑問がある収支決算報告書についてはその都度確認し、個別記載した決算報告書を再提出した町会・自治会もあります。                                  | 措置等を講じた        | 市民活動支援課         | 市民生活部 | 180    |
| ふるさと運動補助金                 | ① 補助金交付の対象とする経費について (指摘)                          | 指摘       | と協議会の決算書を見ると、食糧費や人件費の比率が著しく高いものが散見された。<br>【結果・意見】<br>多くの補助金で柏市補助金の適正化ガイドラインに沿って、運営のた  | 当該補助対象団体及び市が求める本来の目的を達成するためには、運営にかかる人件費や事業に関する食糧費は必要なものであると考えます。<br>しかしながら、会計研修等を通じて今まで同様、適切な食糧費や人件費の支出について説明していきます。<br>また、要綱の改正においては、本事業の本来の目的を考慮したうえで、財政課がガイドラインを精査・更新した後に、ガイドラインに沿って改正できるかを検討を進めてまいります。  | 方針提示           | 豊四季台近隣セン<br>ター他 | 市民生活部 | 202    |
| 柏市立学校運営<br>費補助金 (小学<br>校) | ① 領収書が入手できない場合の対応について<br>(指摘)                     | 指摘       | 【現状・問題点】<br>柏市立学校運営費補助金取扱要領6注意事項(7)では、止むを得ない事情により領収書を徴する事ができない時は、支払調書を作成し、領収書がない理由を記載するものとしている。<br>しかしサンブルで支払調書を閲覧したところ、領収書がない理由が不充分な記載をしているものがあった。<br>【結果・意見】<br>補助金からの支出については、領収書を必ず徴する事とし、止むを得ない理由については厳格に考えるべきである。  | 領収書の徴取については、柏市立学校運営費補助金交付要綱において、実績報告書に「領収<br>書又は支出を証明する書類」を添付することを定めており、柏市立学校運営費補助金取扱要<br>領では、領収書への記載項目ややむを得ない事情により領収書を徴することができない時に<br>支払調書(その1)を作成することが定められています。<br>やむを得ない事情とは、相手側が領収書を発行していない場合などを想定しています。相手側<br>がその場で領収書が発行できない場合等については、後日、必ず領収書を徴することを、全<br>小中学校を対象とした会議等で周知しました。また、今後も機会あるごとに周知徹底してい<br>きます。 | 措置等を講じた        | 学校財務室           | 学校教育部 | 207    |

| 監査対象                      | 項目                            | 指摘<br>意見 | 主な内容   | <ul><li>・ 改善の状況</li><li>・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況</li></ul>   | 措置等対応<br>状況の区分 | 所管課   | 部局    | 報告書ページ |
|---------------------------|-------------------------------|----------|--|---|----------------|-------|-------|--------|
|                           | ① 領収書が入手できない場合の対応について<br>(指摘) | 指摘       | 【現状・問題点】<br>柏市立学校運営費補助金取扱要領6注意事項(7)では、止むを得な<br>い事情により領収書を徴する事ができない時は、支払調書を作成し、<br>領収書がない理由を記載するものとしている。<br>しかしサンプルで支払調書を閲覧したところ、領収書がない理由が<br>不完分な記載をしているものがあった。<br>【結果・意見】<br>補助金からの支出については、領収書を必ず徴する事とし、止むを得<br>ない理由については厳格に考えるべきである。   | 領収書の徴取については、柏市立学校運営費補助金交付要綱において、実績報告書に「領収書では支出を証明する書類」を添付することを定めており、柏市立学校運営費補助金取扱要領では、領収書への記載項目ややむを得ない事情により領収書を徴することができない時に支払調書(その1)を作成することが定められています。やむを得ない事情とは、相手側が領収書を発行していない場合などを想定しています。相手側がその場で領収書が発行でいない場合等については、後日、必ず領収書を徴することを、全小中学校を対象とした会議等で周知しました。また、今後も機会あるごとに周知徹底していきます。 | 措置等を講じた        | 学校財務室 | 学校教育部 | 212    |
| 柏市立学校運営<br>費補助金(中学<br>校)  | ② 謝礼(手土産代)について(指摘)            | 指摘       | 【現状・問題点】 補助金の対象となる謝礼は、柏市立学校運営費補助金取扱要領 6 注意事項 (4) により、物品 (手土産) に限られており、金額は1,500円以下を基準とされている (財務室より入手資料)。 学校運営費補助金支出何書をサンプルで閲覧したところ、講師への謝礼 (手土産) として1,836円の菓子を購入し、1,500円を補助金の交付対象とし、残額の336円を教職員が負担しているものが見られた。 【結果・意見】 補助金の交付としては限度内のため問題はないが、1,500円以上の手土産については、今後も1,500円以上の手土産を贈ることが慣例となり、本来はすべて学校としての支出であるにもかかわらず、一部を個人で負担する事になる可能性がある。 補助金から謝礼 (手土産代)を支払う場合は、必ず1,500円以下とする様に指導すべきである。 | 手土産については1,500円以内の物品としているため、全小中学校を対象とした会議等で周知しました。   | 措置等を講じた        | 学校財務室 | 学校教育部 | 212    |
| 柏市研究学校補助金                 | ① 事業収支決算書について(指摘)             | 指摘       | 【現状・問題点】<br>学校の事業収支決算書において、補助金で不足した差額金額について<br>は学校予算やPTA予算から支出があったものが散見された。当該金額<br>は事業収支決算書においては記載が省略されていた。<br>【結果・意見】<br>事業収支計算書計算書には、補助事業に係る収入及び支出のすべてを<br>記載して、補助事業の実態を示すものである必要がある。  | 柏市研究学校に指定された学校には、4月に説明会を行い、その中で、事業収支決算書の記載<br>方法を確認しました。原則、決定した補助金内で行うこと、また、補助事業に係る収入及び<br>支出のすべてを記載し、補助事業の実態を明確にすることを各学校に説明しました。<br>令和5年2月の事業収支決算書提出時にも、十分に確認をいたします。   | 措置等を講じた        | 指導課   | 学校教育部 | 225    |
|                           | ① 支出金額の計上について(指摘)             | 指摘       | 【現状・問題点】<br>決算書において、金額は僅少であるが部会の収入・支出を一致させる<br>ために、実際の支出金額と異なる支出額を記載しているものが認めら<br>れた。<br>【結果・意見】<br>決算報告は、事業の実態を示すために、実際に支出した金額で計上し<br>て報告する必要がある。   | 千葉県教育研究集会柏支会の理事会において、「収入・支出の不一致があったこと」「実際<br>に支出した金額で計上して報告すること」を伝え、今後このようなことのないよう指導しま<br>す。  | 措置等を講じた        | 指導課   | 学校教育部 | 229    |
| 千葉県教育研究<br>会柏支会補助金        | ② 交付要綱の変更について(指摘)             | 指摘       | 【現状・問題点】  千葉県教育研究会柏支会では、千葉県教育研究会本部に対して負担金を支出しているが、当該負担金は補助金の対象経費に含まれている。 平成23年の補助金の見直し時に、負担金は補助金の対象経費に含めないとされたが柏市千葉県教育研究会柏支会補助金交付要綱の変更がされていなかった。  、令和1年度に補助金の上限額が1,373,000円から1,565,000円に変更されたが、交付要綱にはその旨の附則の記載がない。 【結果・意見】 交付要綱の変更は、適時かつ適切に行うべきである。  | 柏市千葉県教育研究集会柏支会補助金交付要領を令和4年4月1日より改訂し、負担金を対象経費から除外します。  | 措置等を講じた        | 指導課   | 学校教育部 | 230    |
| 柏市長期欠席児<br>童生徒支援事業<br>補助金 | ① 規約作成の必要性について(指摘)            | 指摘       | 【現状・問題点】柏市長欠対策研究協議会は、会の規約が作成されて<br>いない。児童生徒課では、これまで規約を確認していなかった。<br>【結果・意見】<br>規約は団体の活動の基礎となるものであり、早急に作成する必要があ<br>る。   | 会の規約について、令和4年4月1日付け制定及び施行を確認しました。   | 措置等を講じた        | 児童生徒課 | 学校教育部 | 232    |

| 監査対象                               | 項目                    | 指摘<br>意見 | 主な内容   | <ul><li>・ 改善の状況</li><li>・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況</li></ul>  | 措置等対応<br>状況の区分 | 所管課   | 部局    | 報告書ページ |
|------------------------------------|-----------------------|----------|--|--|----------------|-------|-------|--------|
| 柏地区特別支援<br>教育研究連盟補<br>助金           | ① 領収証の確認について(指摘)      | 指摘       | 【現状・問題点】<br>補助金の精算時には、決算報告の確認は行っているが、領収証の確認<br>は行っていない。補助金の対象とした支出に、交付要綱上、補助金の<br>対象から除かれる交際費、慶弔費、食糧費、負担金が含まれていない<br>か否かは、領収証を確認しない限り確定できない。<br>【結果・意見】<br>補助金の精算手続きの一環として、領収証は確認する必要がある。  | 団体から、「補助金事業実績報告書」提出時に、領収書の原本を一緒に提出してもらい、補助金の対象外が含まれていないかを確認しました。また、市でも領収書の写しを保管することとしました。  | 措置等を講じた        | 児童生徒課 | 学校教育部 | 235    |
|                                    | ① 領収証の確認について(指摘)      | 指摘       | 【現状・問題点】<br>補助金の精算時には、決算報告の確認は行っているが、領収証の確認<br>は行っていない。<br>【結果・意見】<br>補助金の精算手続きの一環として、領収証は確認する必要がある。   | 令和3年度の実績報告時より決算報告に基づく領収証の確認を実施し、補助金額の確定を行いました。今後も決算報告書に基づく領収証の確認を行っていきます。  | 措置等を講じた        | 生涯学習課 | 生涯学習部 | 241    |
| 柏市青少年相談<br>員連絡協議会活<br>動費補助金        | ② 運営費に含まれる食糧費について(指摘) | 指摘       | 【現状・問題点】<br>柏市青少年相談員連絡協議会活動費補助金交付要綱では、運営費のう<br>ち食糧費は補助対象経費から除かれている。運営費の中の会議費に中<br>に総会や研修における食糧費(弁当代)が含まれている。<br>【結果・意見】<br>これらは運営費における食糧費に区分されるものと認められるので補<br>助金の対象経費とはすべきではない。 活動費と運営費の区分は、不<br>明確な点があるため、例示を示す等により明確にする必要がある。  | 活動費と運営費については不明瞭な部分がありましたので、改めて柏市青少年相談員連絡協議会と活動費と運営費の区分について、役員及び各学区長が参加する運営委員会において、<br>共通の認識を図りました。   | 措置等を講じた        | 生涯学習課 | 生涯学習部 | 241    |
| 柏市青少年健全<br>育成推進連絡協<br>議会活動費補助<br>金 | ① 領収証の確認について(指摘)      | 指摘       | 【現状・問題点】<br>生涯学習課では、①補助金の交付団体である連絡協議会と、実際の運営主体である各地区推進協議会の銀行口座への振込手続き、②各地区推進協議会が作成した精算書から連絡協議会の決算報告の作成まで実施している。しかし領収証は各地区推進協議会が保管しており、生涯学習課では領収証の確認は行っていない。<br>【結果・意見】<br>生涯学習課において、補助金の精算手続きの一環として、領収証は確認する必要がある。   | 今後は補助金確定に先立つ精算時に、決算書に記載されている補助対象の領収書を確認していくこととします。<br>また、7月下旬に開催予定の各地区推進協議会の会長による意見交換会において令和3年度の補助対象の領収書を確認し、17地区存在する推進協議会からの領収書の令和4年度以降における具体的な確認方法を取り決めます。 | 措置等を講じた        | 生涯学習課 | 生涯学習部 | 244    |
| 柏市PTA連絡協<br>議会補助金                  | ① 領収証の確認について(指摘)      | 指摘       | 【現状・問題点】<br>補助金の精算時には、決算報告の確認は行っているが、領収証の確認<br>は行っていない。<br>【結果・意見】<br>補助金の精算手続きの一環として、領収証を適切に確認して支出経費<br>の妥当性を確認する必要がある。   | 令和3年度の補助金確定に先立つ精算時には、決算書記載の内容について根拠資料の確認を実施し、今後も同様の確認を行うこととしました。<br>具体的には、補助対象となる経費(事務局職員の賃金、研修会の講師謝礼、保険料、機関紙・ポスター・シールの印刷代、研修会等に係る会場借上料)について、領収書等を確認しました。    | 措置等を講じた        | 生涯学習課 | 生涯学習部 | 247    |
| 柏市スカウト連<br>絡協議会活動費<br>補助金          | ① 領収証の確認について(指摘)      | 指摘       | 【現状・問題点】<br>補助金の精算時には、決算報告の確認は行っているが、領収証の確認<br>は行っていない。<br>【結果・意見】<br>補助金の精算手続きの一環として、領収証は確認する必要がある。   | 令和3年度の補助金確定に先立つ精算時には,決算書に記載されている補助対象の領収書を確認し,今後も同様の確認を行うこととしました。   | 措置等を講じた        | 生涯学習課 | 生涯学習部 | 249    |
| 柏市芸術文化活動補助金                        | ① 前払金の支給時期について(指摘)    | 指摘       | 【現状・問題点】<br>創立60周年記念公演は、当初令和2年7月12日に開催の予定が、コロナ禍で令和3年7月11日に延期になった。出演料550千円は、令和2年度分の補助金として支給されているが、記念公演は令和3年度の実施であり、前払金に対して補助金が支給されている。<br>【結果・意見】<br>補助金は事業の実施後、補助金の対象となる事業が実施されたことを確認した後に支給することが原則であり、前払の段階では支給すべきではない。今後は前払での補助金の支給は行わないか、やむを得ず行う場合も例外としての適切な承認手続きを経て行うべきである。 | 今後、例外的な取扱いをする際は、交付決定時にこれらを明文化することで承認手続きを取<br>ることとします。  | 措置等を講じた        | 文化課   | 生涯学習部 | 251    |

| 監査対象     | 項目                     | 指摘<br>意見 | 主な内容   | ・ 改善の状況<br>・ 意見及び提案を受けての考え方,対応状況  | 措置等対応<br>状況の区分 | 所管課  | 部局  | 報告書ページ |
|----------|------------------------|----------|--|---|----------------|------|-----|--------|
|          | ① 「予算書と決算書の乖離」について(指摘) |          | 予算書の要求と異なる歳出項目や金額が記載された決算書による報告<br>がなされた時は、その理由を確認し、その妥当性を判断する必要があ | 消防団員の中には予算,決算書に関し、十分に理解出来ていない団員もいることから予算書,決算書が提出された際はその申請内容を精査するとともに妥当性について判断し、不備等についてはあらかじめ指導を行い、消防団事業補助金の重要性を理解させた上で適正な申請書の提出が出来るよう、消防団会議等の中で分かり易く丁寧に指導し、改善に努めていきます。                            | 措置等を講じた        | 消防団課 | 消防局 | 255    |
| 消防団事業補助金 | ② 「備品管理票」について(指摘)      | 指摘       | 又、消防団に備えつけている「備品管理票」の有無等を含め物品の管理状況を消防局では把握できていない。                  | 消防団が購入した物品の備品管理登録について必要ないものと認識していました。補助金以外で購入されたものが混在するなかで、消防団員に補助金で購入したものは備品に該当するものがあることを説明し認識してもらい、備品管理台帳の作成を実施しているところです。備品管理台帳の作成と柏市消防団事業補助金要綱に備品管理に関する項目を追加改正し、適正な備品管理に向けて今後も消防団に丁寧に説明していきます。 | 措置等を講じた        | 消防団課 | 消防局 | 255    |